

入札に参加いただいている事業者様へお知らせとお願い

多治見市では、契約事務におけるDX化・ペーパーレス化を進めており、令和7年11月以降に通知・公告する入札案件から、契約手続きについて以下の3点の変更をいたします。ご理解とご協力をお願いいたします。

変更点① 全ての入札案件で電子契約を選択できるようにします

従来の電子入札で執行する指名競争入札案件に加え、郵便入札で執行する入札案件及び一般競争入札においても、電子契約を選択できるようにします。
なお、電子契約／書面契約は、落札者様にお選びいただくものです。

変更点② 契約方法を落札当日中に電子メールでご連絡いただくようにします

選択される契約方法（電子契約／書面契約）については、落札決定された当日中に財政課まで電子メールにて連絡してください。
書面契約を選択される場合も、電子メールにてご連絡ください（電話、ファックス等、電子メール以外での提出はお受けできません）。

変更点③ 書面での契約書提供を止めます

書面契約での契約書は、電子データで提供いたします（これまでのような書面を提供することは取りやめます）。これにより、契約のための来庁回数を減らします。
お送りする電子データを用いて、落札者様において契約書として整えて（2部を印刷・袋綴じ・記名押印等して）、市役所にお持ちください。

詳細については、落札決定の際のご案内※に記載しますので、そちらをご確認ください。

※電子入札の場合：電子入札システムによる落札決定通知に加え、連絡先として電子入札システムに登録いただいてメールアドレス宛にご案内をお送りするようにします。

郵便入札の場合：落札決定通知書をファックスにて送付するようにいたします。その際、ご案内を合わせてお送りするようにします。

○電子契約について

インターネット環境とメールアドレスがあれば、電子契約で契約手続きをすることができます。落札者様に、金銭的な負担やシステムのインストール等の手間をお掛けすることはありません。

契約のために市役所まで出向く必要はなくなり、また収入印紙の貼付も不要となります。

○電子保証について

契約額が500万円以上の工事案件では契約保証金が必要となりますが、保証事業会社の保証では電子保証とすることができます。しかし、電子契約の場合、必ずしも電子保証を利用しなければならないというわけではなく、金融機関等の保証や現金納付でも構いません。